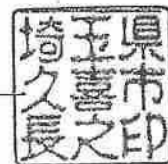


久喜市告示第 74 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、  
令和5年久喜市告示第320号により指定した区域の指定を次のとおり一部解  
除する。

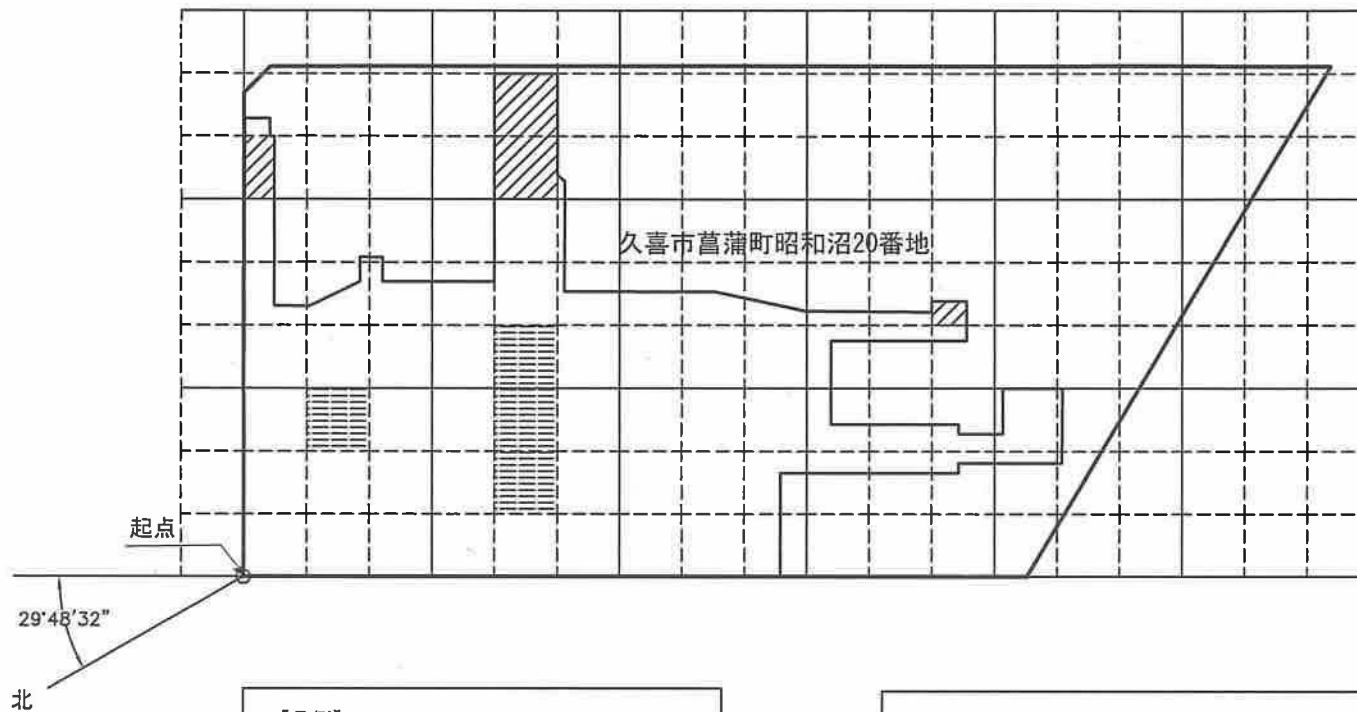
令和 6 年 2 月 19 日

久喜市長 梅 田 修



- 1 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼20番の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第3.1条第1項  
の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
掘削による汚染土壌の除去

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地 (変更範囲)
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域
- ▨ : 指定を解除する区域

【格子の回転角度 (29度48分32秒)】

格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、久喜市菖蒲町昭和沼20番地の最北端を起点とする。